

三重の森づくりネットワーク規約

制定 令和 6 年 6 月 12 日

(趣旨)

第1条 森林には、きれいな水を貯える機能や地球温暖化の防止、県土の保全、癒しや健康増進など、私たちが健康で快適な生活を送るために欠かすことのできない大切な働きがある。三重県では、「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、森づくりの大切さや森林の持つ魅力などの発信、森を育む意識の醸成につながる自然観察や木工体験など森林と関連する様々な取組を「三重の森づくり運動」と位置付けて幅広く水平展開する。

全国植樹祭の本県開催に向けて、企業、NPO、教育機関、行政などが一丸となって、「三重の森づくり運動」に取り組むための推進母体としてネットワークを構築する。

(名称)

第2条 この会は、「三重の森づくりネットワーク」（以下「ネットワーク」という。）と称する。

(活動目的)

第3条 ネットワークは、会員の連携・交流を通して、森づくりや森林教育に関して抱える課題を共有し、課題の解決や活動促進に取り組む。

主たる活動目的を以下のとおりとする。

- (1) 森づくりや森林教育に係る更なる取組の展開
- (2) 「三重の森づくり運動」の主体となる人づくり
- (3) 全国植樹祭に向けての気運醸成

(活動内容)

第4条 ネットワークは、前条の目的を達成するため、次に該当する活動を行う。

- (1) 会員向け交流会の開催
- (2) ホームページ、SNS、メールマガジンによる活動情報の発信
- (3) 県主催のイベント「森林フェスタ」等への出展、参加
- (4) 全国植樹祭に向けた森林と関連する様々な活動の展開

(会員)

第5条 この会の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

会員として入会しようとする者は、別で定める「三重の森づくりネットワーク募集要領」に基づく参加申込書を事務局に提出するものとする。

会員が登録内容の変更または抹消を求める場合は、「三重の森づくりネットワーク募集要領」に基づく登録の変更・抹消申請書を事務局に提出するものとする。

(対象団体)

第6条 県内において間伐、植栽などの森林整備のほか、森林教育や森林体験などの森づくり活動に取り組んでいる、またはこれから取り組む予定の企業・NPO・教育機関・行政等の団体を対象とする。なお、個人は対象外とする。

(会費)

第7条 会員の会費は無料とする。ただし、交流会等への出張費用などは会員が負担するものとする。

(事務局)

第8条 ネットワークの事務を処理するため、事務局を公益社団法人三重県緑化推進協会内に置く。

〒514-0003 三重県津市桜橋1丁目104番地

公益社団法人三重県緑化推進協会

TEL 059-224-9100

FAX 059-224-9118

E-mail mieryokusui@zvtv.ne.jp